

○宝達志水町起業・創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宝達志水町起業・創業支援事業に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、宝達志水町補助金等交付規則(平成17年宝達志水町規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始する場合

(2) 新事業所 起業に伴い、町内において新たに開業する事業所(事務所、店舗及び工場)をいう。ただし、人が常駐していない事業所は含まないものとする。

(3) 創業支援事業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の認定を受けた宝達志水町創業支援事業計画に定める認定連携創業支援事業者(宝達志水町商工会、株式会社北國銀行、のと共栄信用金庫及び株式会社日本政策金融公庫)をいう。

(4) 起業日 起業のため新たに会社を設立した日及び個人事業者にあつては新事業所の開業日をいう。

(5) 税金等 町税、分担金、負担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町に対する納付金をいう。

(対象となる事業及び補助金の目的)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次条に定める対象となる者が行う場合であつて、次項に定める起業・創業支援事業とし、補助金は、当該事業の実施に要する経費の一部に対し予算の範囲内においてこれを交付することにより、地域の賑わいを促進し、もって本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

2 前項に定める補助対象事業は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 事業者が創業支援事業者の支援を受けて事業計画書等を作成し、計画の実効性が確認された事業であること。

(2) 商工業であつて、創業により町内において新たに事業所等を新設する事業であること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する起業でないこと。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業でないこと。

(5) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

(6) 町外又は町内からの移転による事業でないこと。

(7) 仮設テント又は仮設店舗による起業でないこと。

(8) 継承による事業でないこと。

(9) その他町長が適切でないと判断する事業ではないこと。

(対象となる者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「事業者」という。)は、補助金の交付申請年度に起業する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 税金等を滞納していない者であること。
- (2) 同種の補助金の交付を受けたことのない者であること。
- (3) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟していない者であること。
- (4) 起業に際して法律等に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は開業までに取得する見込みがある者であること。
- (5) 許認可等を必要とする業種にあつては、既に当該許認可等を受けている者又は開業までに取得する見込みがある者であること。
- (6) 新事業所の事業活動に直接携わる者であること。
- (7) 起業に際し、宝達志水町商工会経営指導員の指導を受け、起業後において宝達志水町商工会に加盟し、継続的に経営指導を受ける者であること。
- (8) 代表者又は役員が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行中又はその執行を受けることがない者であること。
- (9) 代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等これと関わりを持つ者でないこと。
- (10) 下水道施設に接続している者であること。ただし、接続していない者は、補助対象事業認定書を町長に提出するまでに接続することとする。なお、下水道施設が整備されていない地域で起業する場合は、合併浄化槽を整備すること。

(対象となる経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該事業の実施に要する経費のうち、別表第1に定める経費とする。

- 2 補助対象経費について、国、県その他団体から補助金又は助成金の交付を受ける場合は、補助対象経費から、国、県その他団体の補助金又は助成金の対象経費を控除するものとする。

(補助率及び補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2に定める金額とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(対象事業の認定)

第7条 町長は、事業者が補助対象事業を行う場合において、第3条の目的の達成に寄与するものであると認められるときは、補助金を交付できる事業として認定するものとする。

- 2 対象事業の認定には、条件を付することができる。
- 3 対象事業の認定を受けようとする者は、補助対象事業認定申請書(様式第1号)を、町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、補助対象事業の認定又は不認定を決定したときは、認定申請を行った者に対し、補助対象事業認定(不認定)通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

(認定の取消し)

第8条 町長は、前条第4項の規定により認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する事業でなくなったとき。
- (2) 第4条に規定する者に該当しなくなったとき

2 町長は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、補助金等交付対象事業認定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 第7条第4項の規定により補助対象事業認定通知書を受け、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第4号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、担当職員による実地調査を行うとともに、必要に応じて申請者に報告を求めるものとし、申請者はこれに協力しなければならない。

(交付の条件)

第10条 補助金は、規則第5条の規定に基づき、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保存すること。
- (2) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

(決定の通知)

第11条 町長は、第9条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、規則第6条の規定により補助金等の交付の決定をしたときはその決定の内容及びこれに付した条件を、交付しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を、補助金等交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により、補助金等の交付決定の通知をした場合は、規則第13条及び第14条の規定による交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(変更等の承認)

第12条 前条第1項により補助金等交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、事業変更等承認申請書(様式第6号)により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 補助金の額が増額となる変更をする場合
- (2) 補助対象経費の20パーセント以上の減額をする場合
- (3) 事業内容の重要な部分を変更する場合
- (4) 補助事業を中止する場合
- (5) 補助事業を廃止する場合

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適正であると認めるときは、承認の決定をし、事業変更等承認(不承認)通知書(様式第7号)により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、規則第12条に規定により補助事業等実績報告書(様式第8号)を、開業後速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 規則第16条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする申請者は、補助金等(精算)請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 町長は、規則第17条の規定により申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により町長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくして、第9条第2項の規定による町長の調査に応じないとき。
- (2) 起業した年を含む5年以内に対象事業の内容を変更し、第3条に規定する事業以外の事業に変更するとき。
- (3) 新事業所の開設から5年以内に許可なく事業を廃止するとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他町長が相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により取消しをしたときは、補助金等交付決定(全部・一部)取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金等の交付を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により期限を定めて補助金等返還命令書(様式第11号)により返還を命じなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

補助対象経費	補助対象経費の内訳
(1) 新事業所の建築・改修経費及び土地・建物の取得等に要する経費	新事業所の開業に必要な建築・改修工事費、建物・土地の購入費及び賃借料(最高6箇月分)並びに建物等の設計・施工管理費 ※住宅等他の用途部分は、対象外とする。 ※住宅併用店舗の場合は、住宅部分及び住宅共用部分は対象外とする。
(2) 機械・設備購入費	新事業所の開業又は操業に必要な機械・設備の購入費
(3) 備品購入費	新事業所の開業又は操業に必要な備品購入費

	※パソコン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的にも使用できるものは対象外とする。
(4) 広告宣伝費（ホームページ作成費含む。）	新事業所の情報を発信するための経費
(5) その他町長が認める起業に必要な経費	※全て領収書等により支払金額及び支払先を証明するものが必要となる。

別表第2(第6条関係)

補助金額	補助対象経費の50%以内の額とする。	
補助限度額	補助基本額100万円に下記(1)(2)の額を加算した額とする。	
	(1) 町外からの転入者	25万円
	(2) 従業員を雇用して創業する場合	25万円